香芝市監査委員告示第１９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定により執行した監査について、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和８年１０月２９日

香芝市監査委員　近　藤　　洋
香芝市監査委員　下　村　佳　史

第１　香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第２　監査の種類

地方自治法第１９９条第１項の規定による財務監査及び同条第２項の規定による行政監査

第３　監査の対象

子ども家庭部（五位堂幼稚園）

第４　監査の実施期間

令和８年８月２８日から令和８年９月２５日まで

第５　監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第６　監査の主な実施内容

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し、関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第７　監査の結果

監査した結果、財務に関する事務等の執行については、予算および関係法令等に準拠し、概ね適正に処理されていると認められた。